

広島県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年五月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
有限会社みなみ	呉市中央二丁目五番一五号	クレオ薬局	呉市中央二丁目五番一五号	平成二二年三月二日
合同会社タスカ ル・クリエイト	呉市川尻町西一丁目四番六号	合同会社タスカ ル・クリエイト	呉市川尻町西一丁目四番六号	平成二二年四月一日
有限会社 トツ	尾道市平原三丁目一番一五号	小規模多機能ホー ム 笑顔くい	三原市久井町下津一六一四番地一	平成二二年二月一日
有限会社 トツ	尾道市平原三丁目一番一五号	小規模多機能ホー ム 笑顔だいわ	三原市大和町和一六〇番一号	平成二二年四月一日
有限会社 トツ	尾道市平原三丁目一番一五号	小規模多機能ホー ム 笑顔みなみ	三原市皆実四丁目一一番二五号	平成二二年四月一日
株式会社サンラ イフ	広島市西区商工セン ター四丁目六番八号	サンライフ藤井川 ケアプランサービ ス	尾道市美ノ郷町三成九一八番地	平成二二年四月一日
社会福祉法人む つみ会	尾道市向島町一五六 四四番地	訪問介護事業所向 島ケアハウス	尾道市向島町一五 六四四番地	平成二二年三月一日
社会福祉法人 尾道さつき会	尾道市久保町一七八 六番地	尾道市向島地域包 括支援センター	尾道市向島町五八 八八番地一	平成二二年四月一日
株式会社彩幸 ネットワーク	府中市中須町四二四 番地一	デイサービスこと ぶき庵	府中市中須町四二 四番地一	平成二二年一月一日
医療法人微風会	三次市山家町六〇五 番地二〇	ヘルパーステー ション花の里	三次市十日市東四 丁目三番一〇号	平成二二年四月一日
医療法人微風会	三次市山家町六〇五 番地二〇	短期入所生活介護 事業所花の里	三次市十日市東四 丁目三番一〇号	平成二二年四月一日
医療法人微風会	三次市山家町六〇五 番地二〇	居宅介護支援事業 所花の里	三次市十日市東四 丁目三番一〇号	平成二二年四月一日
有限会社日和	安芸郡熊野町萩原四 丁目六番七号	小規模多機能型居 宅介護ひより	安芸郡熊野町萩原 四丁目六番七号	平成二二年三月一日